ほぼ週刊コラム　Partnership論　その１９８

**シリーズ：『米国Partnership税制勉強会』**

**第二十六回勉強会（通年内容は**[**年表rev.9**](http://llc.a.la9.jp/Papers/evolution%20history/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev9.ppt)**参照方）の準備**

**一連の取引の内どこまでがorigin（生産）でどこからがdestination（消費）なのか**

20160728 rev.1 齋藤旬

　**現在、LLC制度研究会Web Siteがinternet側から見えなくなっている**。復旧を急いでいるがもうしばらく時間がかかる。Web Serverを別URL別global IPで別途立ち上げ、そちらに引っ越すかもしれない。分かり次第お知らせする。

　**IR4（第四次産業革命）の和訳作業ファイルrev13を**[作業ファイル](http://llc.a.la9.jp/Papers/IR4/The%20Fourth%20Industrial%20Revolution%20by%20Klaus%20Schwab%20revX.docx)**に**アップしておいた。

 Box C: Agile Governance Principles in an Age of Disruption. 62

**3.3.2 Countries, Regions and Cities 64**

Innovation-Enabling Regulation　innovationをenableする規制とは 65

を和訳した。

**今週のpunch lineはちょっと長いが63頁の**

**Money and taxation**

　このon-demand economyでは、徴税（tax collection）が難しくなるという深刻な問題も出てくる。なぜなら、一時的なworkersはblack market（非統制市場）で働くことが容易だし魅力的だからだ。即ち、digitalが媒介する報酬支払systemsでは、確かに取引はどんなmicroな取引でもtransparent（透明性を持つよう）になる。しかし一方で、現在出現しつつある脱中央集権化された支払systemからも分かるとおり、一連の取引（such transactions）の内どこまでがorigin（生産）でどこからがdestination（消費）なのかをtraceすることが、public authoritiesにとってもprivate actorsにとっても、彼らのability（法律で認められた行為能力）では出来なくなるからだ。

　･･･を選んだ。

　**そもそも一連というか「一環」の取引を、生産側と消費側に分けることに無理がある**。「一環」だから区切りはない。例えば自分一人で生産と消費を行うロビンソン・クルーソーの生活を思い浮かべれば分かるが、元々、取引を含め人間が行う全ての行為は生産と消費が混合している。分離は自然には出来ない。人為的に、ここは生産の場ここは消費の場という具合に決めないと、取引を生産と消費とに分類することは出来ない。

**例えば会社員（corporate salaried employee）の私が会社の社員食堂で昼食をとると**460円くらいの定食を食べるが、こんなに安いのは会社が食材費の一部や食堂の光熱費を補助しているからだ。おそらく町中で食べれば薄利の店でも800円くらいはする。つまり340円の補助を会社は行っている。

　この340円は生産側か消費側か。おわかりだろう、答えは生産側だ。会社は生産にかかる費用として会計処理する。税務会計上も経費（生産にかかる費用）として認められその分の法人税（corporate income tax、法人所得税）が減額される。他方、元々の460円は私が「消費」したことになる。私の個人所得（individual income）計算の際、私が行った生産のための経費として税務上認めてもらえない。

この正味800円の定食を私が会社の外、普通の町中で食べたらどうなるか。その時は丸々この800円が消費側となる。会社の法人所得も私の個人所得も減額されることはない。私の様な普通の会社員にとって、普通の町中は消費の場であって生産の場ではないからだ。

以上まとめると所得税法（income tax law）では、私が昼食を、会社の社員食堂でとればその会社の法人所得が340円減額され法人所得税が減額されるが、町中で食べれば私の個人所得が340円減額されることもなく、個人所得税が減額されることもない。

**この様に、会社即ちcorporateという法律的に定義された（legally defined）生産の場を人為的に設けない限り、「一環」の取引を生産側と消費側に明確に分類することは出来ない**。

法人（legal person、corporate）の税務計算では、会議費や交際費が、どこまでが経費で、どこからは経費ではないのかがしばしば問題となる。そのたびに「お客様一人あたり2000円までの交際費は経費として認める」というように法律的に定義する（legally define）ことが必要になる。

**on-demand economyでは、或る費用が経費（生産にかかる費用）なのか消費なのか決めるのはlegal ruleではなく、当人達の裁量となる**。このことをKlaus Schwabは「public authoritiesにとってもprivate actorsにとっても、彼らのability（法律で認められた行為能力）では出来なくなる」と表現している。

私の言葉を使えば、「on-demand economy はfreedom of accounting（会計自由）である。」と表現するところだ。

今週は以上。来週も請うご期待。